ノーモア・ミナマタ
東京弁護団ニュース

第３号　２０１４年１１月２１日発行

連絡先　**◆第二次ノーモアミナマタ国賠訴訟東京弁護団（担当）弁護士　遠藤健一**
〒102-0071　東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビル17階1706　南北法律事務所
TEL. 03-3511-5748 / FAX. 03-3511-5784
◆ノーモア・ミナマタ　東京支援連絡会　（担当）　土田
〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3　サニーシティ新宿御苑10F
Tel.03-3352-3663　/ FAX 03-3352-9476

第１回期日平成２７年２月１３日（金）１５：００に決定

１１月１７日（月），東京地裁民事第１０部で，担当裁判官２名，原告代理人，被告チッソ代理人，被告国・熊本県代理人が集まって，第１回期日のほか裁判の進め方を相談する進行協議が行われました。

被告チッソ代理人は，繰り返し「通常の民事訴訟のルールで」と述べて，本件の被害の深刻さや被害実態を原告本人が法廷で直接述べる意見陳述を行うことを制限しようとしました。被告国・熊本県も基本的には同じ態度でした。

これは裁判官に被害の大きさや被害実態が伝わることをおそれ，本件の意義を矮小化するものです。原告弁護団はこれに対して，本件の意義や被害実態を正確につかむためには意見陳述が是非必要であることを繰り返し述べ裁判所を説得しました。

その結果，松村裁判長は、事件の重大性、社会的関心の高さを考慮し、第１回口頭弁論期日（第１回裁判）を大法廷で行うこととし（１０３号法廷），原告本人と原告弁護団の意見陳述も認められました。

一方で，松村裁判長は第２回以降の裁判を大法廷で行うかどうかについては消極的な姿勢を示しました。

傍聴を呼びかけ，大法廷を埋め尽くそう

第１回期日では、原告代表からの被害実態と原告弁護団からこの裁判の意義や争点についての意見をそれぞれ口頭で述べる予定です。この裁判をたたかう原告自ら法廷に出廷して，被害救済の強い意思を裁判所と被告チッソ，被告国・熊本県に示しましょう。

また今回法廷が開かれる１０３号法廷の傍聴席は約１００席あります。裁判所は，第２回以降を大法廷で行うことに消極的です。裁判所が考えている法廷は傍聴席は４０席程度，法廷の中には原告全員と弁護団全員は入り切れません。もし裁判が小さい法廷で進められることになれば，マスコミの関心も低下するでしょうし，社会的な関心も低下したものとして扱われ，裁判所も救済する判決を下す動機付けがなくなってしまいかねません。

そこで原告自らが法廷に入り原告席に着席するとともにご家族ご友人にも参加を訴えて，傍聴席を満員にして，第２回以降も大法廷で行う必要があることを事実で示しましょう。

弁護団は，１１月中３回に分けてこれまでノーモア・ミナマタ訴訟を支えていただいた団体に傍聴等の協力のお願いをして傍聴席を満席にする努力をしているところです。終了後には、法廷内でのできごとを説明する報告集会も予定しています。

原告の皆さんは，今からご予定を調整してください。

みなさん来年２月１３日法廷で会いましょう。

第一回期日に結集しましょう　尾崎弁護団長語る

～なぜノーモア・ミナマタ東京裁判を起こしたのか～

ノーモア・ミナマタ東京弁護団団長　尾崎俊之

水俣病が公式に確認されてからすでに５８年。

国・熊本県・チッソは、被害者を切り捨て続けてきました。

２０１１年ノーモア・ミナマタ第１次訴訟で３０００名の原告が和解で救済され、国はこれを受けた水俣病救済特別措置法ですべての被害者を救済するといっておきながら、僅か２年で申請を打ち切り、手を上げた６万３０００人のうち、3万人に一時金を認めたものの、１万人につき医療救済すらせずに切り捨てました。

もう、行政にはまかせてはいけません。

今度こそ、裁判で勝利するとともに、すべての被害者救済のルールを裁判の中でつくらなくてはなりません。

そのためには、関東周辺の水俣病被害者に多数原告となってもらい、東京の裁判所を動かす必要があります。法廷が開かれるごとに、全原告が参加すること、支援者の方々にも呼びかけて、１００人の傍聴席を一杯にして、被害者のそして国民の解決を求める熱意を伝えることがどうしても必要です。

弁護団も全力を尽くします。原告のみなさんも、それぞれができる限の力を合わせて頑張りましょう。

2月13日（金）の行動予定

１３：５０　集合@地下鉄「霞が関駅」Ａ１出口付近
１４：００　裁判所前門前集会
１４：１５　集会終了。傍聴券抽選へ移動
１４：３０　抽選後，法廷へ移動
１５：００　第一回口頭弁論（抽選に漏れた方は弁護士会館へ移動。なお原告は傍聴ではなく，全員法廷内に入ります）
１５：３０　第一回期日終了
１５：４５　報告集会@弁護士会館（予定）
１６：３０　報告集会終了
１７：００　原告・支援・弁護団懇親会（会費３０００円程度）

（写真は２０１４年７月原告団総会の様子）